

「除却・滅失届」はオンラインで 手続きができるようになりました。

熊本県 電子申請サービス

検索

https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6281

※ページ内で手続き名「除却・滅失届」を検索してください。



スマートフォンからも
申請可能です。ぜひ
ご活用ください。

電子申請に係る注意事項

- 申請時、連絡用のメールアドレスの入力が必要です。

※利用者登録をしておくと、名前(法人名含む)や住所等が自動で入力されるため、申請がスムーズです。

・(右図参照)申請様式と同様のフォームを利用しているため、注意書等で見えにくい場合がございます。ページ左上の「アクセシビリティ対応ページに切り替える」を押すと項目ごとにご入力いただけます。

・許可申請時に申請書を提出した広域本部もしくは地域振興局へ申請していただきます。「表示(設置)場所」にて選択できますので、申請先の間違いには十分ご注意ください。

※印があるものは必須です。

▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

別記第9号様式(第12案関係)

屋外広告物除却・滅失届

申請日を入力ください。
入力例) 2000年1月23日は20000123と入力
※ カレンダー

熊本県知事 瀧島 郁夫 様

郵便番号 許可申請と同じ申請者の郵便番号をご入力ください。
入力例) 661-0000 333 10000 と入力
※ 住所検索

住所 許可申請と同じ申請者の郵便番号をご入力ください。
届出者 ※

申請者の氏名または、法人名(及び代表者氏名)を入力してください。
例)個人: 滝野 次郎

除却・滅失届の概要

熊本県屋外広告物条例に基づき、許可の期間が満了したとき、若しくは許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は当該掲出物件を除却しなければなりません。

除却及び滅失した広告物又は掲出物件については、別記第9号様式の「屋外広告物除却・滅失届」にて遅滞なくその旨を知事に届け出る必要があります。

※届出時に「除却前」及び「除却後」の写真を添付ください。